

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 6月号

(通巻第133号)

関西労働者安全センター 1985.6.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



●原発出張 放射線下作業の実態明らかに	1
●民営化 民間委託と労災職業病	3
☆日本通送	
●[学習のページ] こんなときどうする (11)	6
●振動病シンポジウム	9
●安全衛生ひとつくちメモ	10
——休憩について——	
●第5期講座御案内	11
●前線から (ニュース)	12

5月の新聞記事から / 17 夏期カンパのお願い / 18

■表紙写真 / 5.25振動病シンポジウム

原発出張 放射線下作業の実態明らかに

全金アンケート調査結果まとまる

全国金属労働組合は、原子力発電所関連支部及び専門家、医師、岩佐訴訟を支援する会と協力し、「放射線－原発作業者アンケート」を実施した。このたびその集計が完了し、分析結果の概略が、この六月二日、四日開催された全金安全活動全国交流集会において報告された。

このアンケート調査結果は、十二支部－原発労働経験組合員一九四名（平均年齢三九才）から寄せられた回答を集約したものである。調査は大規模ではないが、その意義は大きい。

第一に、バルブ・ポンプなどのプラント関係の下請として、原発への

出張労働者を数多くかかえる全金において、はじめて実態にかかる調

査が組織的に行われたという点である。政府の被ばく統計で被ばくの集

中している「請負等社員外従事者」の中味には、日雇い労働者としてで

はなくプラントメーカー等の下請企

業の労働者が多数含まれている点を改めて想起したい。これまでも、劣

悪な労働実態がマスメディア、出版物によつて報道されることはあつたが、今回の調査は、そうした事実を

ほぼ均等になつているということは、

原発が日本で営業運転を開始して

以来一五年以上を経過する。調査結

果によれば、十年以上前から原発に

入つている人が二八%をこえており、

しかも、経験年数ごとの人数分布も

年以上が四〇%をこえており、かなり

長期の出張を課されていることがわ

かる。そして、出張先も一か所だけ

の経験者は二〇%のみであり、五〇

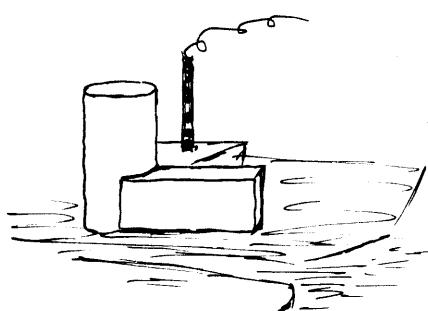
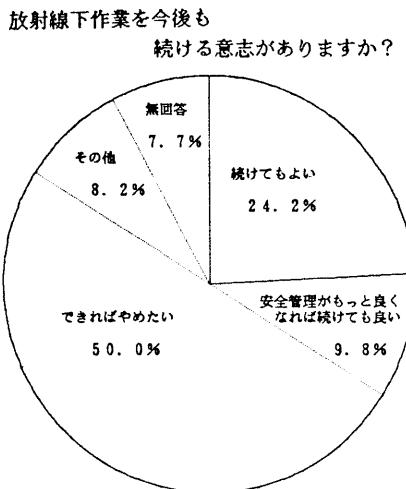
第二に、言うまでもなく全金労働

八か所が四分の一にのぼっている。

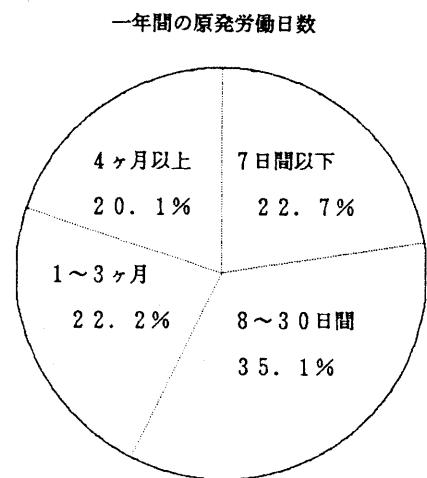
ばく以外で、原発出張のつらい点については、「トイレが辛抱できない。暑さも限度をこえている。」「全面マスクが息苦しい。会話の必要ではずす時がある。」など、様々な意見が挙がった。

第三に、現場労働者のリアルな声を含んだものとなっている点である。たとえば、「放射線下作業を今後も続ける意志がありますか」という問い合わせに対して、半数が「できればやめたい」と答えていた。未婚者だけでみれば、より高率で放射線下作業をやめたいと訴えているのである。

また、「放射線下作業についての具体的意見や感想」及び「放射線被



つまり、日雇い労働者だけでなく全金組合員も全国を渡り歩いているといえよう。



「長期出張となり、洗たく、食事に困る。家族と会えず、ストレスが大きい。」など、様々な回答があった。ここで一つつけ加えておきたいことは、全金はこれまで、政府の画策する放射線被ばく規制緩和に反対しているといえそうだ。

なお、今後このアンケート結果を大会決議を上げ、政府交渉を行ってきているが、アンケートでは、規制緩和や記録・検診などの簡素化をやむを得ないとした人が二〇%いたことである。今後の運動に課題を残しているといえそうだ。

中心としたパンフが作成される予定になつており、職場や学習会での格好の教材として活用が期待される。

近況化・民間委託と労災職業病

——日本郵便遞送

市中でよく見かける赤い郵便車の所属が、民間業者であるということをご存じであろうか。郵政省からの委託で、郵便物をポストや郵便局から取り集めたり、郵便局から郵便物を輸送したりするのが主な仕事であるこのようない民間業者は、

全国で主なものだけで八六社ある。

今回はそのうちの最大手で七〇%のシェアを占める、㈱日本郵便遞送の職場実態について報告する。たしかに、このシリーズにおいては官公労職場が対象ではあるが、今回の日遞の労働者は、七一年に全遞労組に統一加盟し、以来郵政労働者となり斗いを展開してきた経過を

もっている。このことから、日遞は本シリーズの「民間委託」の実例とも言うべき存在があるので選んだ。なお、直接的な取材は全遞大阪日本遞支部で行なった。

この日本郵便遞送が今回の臨調攻撃にいかにさらされているかを知るために、少し長文になるが、その答申の一節を見てみよう。

「委託道路運送会社は現在八六社に及んでいるが、特定の一社で全体の七〇%のシェアを全国的な規模で

臨調路線で「七〇〇名の人員削減

持つ、しかも同社は最近多額の経常欠損を生じており、郵便事業本体に悪影響を与えるおそれを生じている。業務の委託に当たっては、委託先を多角化し、委託先事業の活性化を図るべきであり、現行の特定一社中心の委託の在り方は、これは抜本的に改める」と述べられており、まさに名指しで攻撃されているのである。

この一節で述べられている内容について、簡単に説明すると、日遞の主たる契約者である郵政省にとって全国で七〇%のシェアを占める業社があるということは、その契約料の決定において不利であることは明らかであり、(たとえば日遞がストを

うてば郵便が止まることも考えられる）そのような力関係を覆えそうと

郵政省は、他の民間業者をより多く採用し、業者間の競争をあおり、そ

のことによって、契約料の値引きを図ろうとしているのである。

このような事態になることによつて、最も被害を受けるのは現場で働く労働者であり、労働強化、低賃金をはじめとする合理化にさらされることは明らかである。現に、この間日遅において、全国で約七〇〇名、うち大阪日遅で約七〇名の人員削減が行われている。

ところが、これら日遅に対する攻撃は、なにも今に始まつたものではなく、戦後一貫したものであった。その中でも、この五、六年の動きは激しく、次にそれについて述べてみたい。

シーマンからツーマンへ 〔一回三回が四回・五回へ〕

この五、六年前の時代というものは衆知のように、ヤマト運輸、佐川急便をはじめとする民間宅配業者の急速な普及によつて、郵便物が激減していった時代である。

このような情勢に危機感をかんじ

た政府・郵政省は、全遅労働者に対し、臨調行「革」路線にのつとつて矢継ぎ早やに攻撃をしかけてくるのである。この攻撃は、日本遅送に対する攻撃ではなく、それどころか、郵政事業全体に対する合理化攻撃の中で、最も集中的に攻撃目標とされた部門のひとつとしてこの日本遅送があつたと言つても過言ではない。

その攻撃のひとつとして、一九八

人だけにし、郵便物の集収、積み降ろし等すべての作業を運転手一人で行なうといふものである。この当時の郵政省の言い分は、民間運送会社は言うに及ばず、市バスさえもワーランでやつてゐるのに、なぜ郵便車だけがツーマンでやらねばならない理由があるか、ましてや郵便物がどんどん減つてゐる時代に・・・といふものであつた。

これは、明らかに人減らし安上り政策をねらつたものである。しかし、郵便輸送という特殊な任務と作業内容から、郵便物の安全性、敏速性は最低条件として必要であり、そのためには、それらを実施し得るだけの人員配置も欠かせないのも自明の理である。政府・郵政省はこの観点をぬきに、ただ「安上り」のみを目的としているのは明らかである。

〇年頃提起されてきた、ツーマンからワーランへといふのがある。つまり、それまでほとんどの郵便車が二人乗りであったが、それを運転手一

次に提起されてくるのが、翌日配達体制の確立をめざした勤務体系の変更である。これは一九八四年二月から実施され、それに伴う郵便内務

(一)とりわけ、区分局において)の勤務体制の変更については、先月号で述べたが、この日通職場においてもかなり厳しい労働強化がもち込まれている。

まず、夜間労働の回数が大幅に増えたこと、そして労働密度が非常に高まつたこと等をあげることができ

る。

夜間労働の増加については、先月号でも述べたところであり、今回は説明をさけるが、ただ輸送を受けもつ外務の方が内務に比べ、その増加率において高率を示していることだけは指摘しておかねばならない。

次に、労働密度の問題であるが、それまでは一回の集配、あるいは、局から局への輸送が終了すると次の集配、輸送に出かけるまでに、若干の休憩をとることができたが、この勤務体制が実施されて以降、その休憩がとれなくなつた。ということは

たとえばそれまで一日に三回運行していたのが、休憩時間をなくすこと

によつて四回、あるいは五回の運行を行うようになつたということであつても更なる夜間労働の強化が要求されている。

以降この一年間で大阪日通において約七〇名が削減されていったという事実が証明している。

これまでの歴史をみても、郵政に於ける諸改悪が断行されるとき、まづ最初に、しかも最も厳しい労働条件がつけられてきたのが、この日通労働者であった。

今後も夜間労働の強化は言うに及ばず、全般的な労働条件、労働環境の悪化は予想され、それに伴ない、労働者にかけられた合理化攻撃の主な中味である。このような中で、組合員の健康状態については、未だ支部によって充分把握されていないものの、職場からは「疲れがとれない」

「身体がだるい」等の声がよく聞かれるという。とりわけ昨年二月以来の夜間労働の強化により、その傾向が強まつたようである。

先月号でも述べたように、政府・郵政省は今後、地域区分局への深夜勤導入を目論んでおり、もしそれが



こんなとどくどうする

(11)

職場安全活動の手引き――

通勤災害② 通勤における「中斷と逸脱」

「ささいな行為は

逸脱・中斷ではない

会社員のAさんは、帰り途に梅田地下の焼鳥屋で立ち飲みで一々二合飲むのを楽しみにしており、この日もいつものようにのれんをくぐりました。ところが運悪く、先に入っていた客とぶつかり、顔を殴られて二週間のケガをしてしまいました。Aさんは会社に通災の手続きをしてくればと頼みましたが、「飲んでケンカしたのやから自分の責任」と拒否されてしましました。こんな時は、やはりだめなのでしょうか?

結論的にいふと十分に通災として成立しますが、二つの問題が絡んでいます。ひとつは、負傷の原因が殴られたことです。これは前回「通勤による」の説明で述べたように、もしこれが正味のケンカであれば、こなれは被災者の「故意」が入っている代表例としてダメですが、このケースではやぶから棒に一方的に殴られました。ですから大丈夫ということになります。もう一つの問題は立飲屋に寄るという行為であり、しかも寄っている最中にケガをしたという問題です。

労働省の説明によると、通勤経路の「逸脱」及び通勤の「中斷」については、逸脱・中斷の間及びその後

は通勤としないという見解を示しています。より正確に言うと、「逸脱」とは通勤の途中において就業または通勤とは関係のない目的で合理的経路をすることであり、「中斷」とは通勤の経路上で通勤とは関係のない行為を行うこと、となっています。従つてAさんの場合、「中斷」中の事故ではないかという疑問が出るわけですが、労働省にも少しは情け深いところがあるようで、「労働者が通常通勤の途中で行うようなささいな行為を行う場合には逸脱・中斷としては取扱わない」という見解が併せて示されているわけです。その例としていくつか列挙すると、経路近くの公衆便所の利用、途中にある公

園での短時間の休息、経路上の店でのタバコ・雑誌等の購入、経路上の店で極く短時間、お茶かビール等を飲む場合、駅売店でのジュース等の立飲み……等となっています。これ

でもわかるように、Aさんのケースは中断・逸脱には当らないことになるわけです。

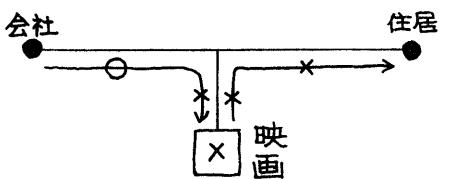
しかし、これも「極く短時間」という制限があり、麻雀・映画・スナック・デートなどはダメだとされているので注意する必要があります。

ケース(1)



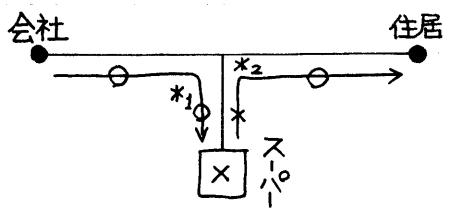
中断、逸脱とは判断しない

ケース(2) 完全な中断、逸脱

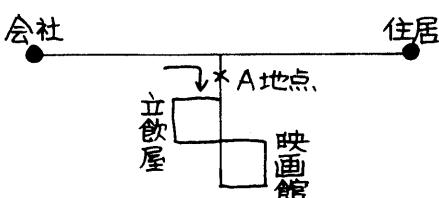


映画を見るため経路をそれた
時点より後は全て通勤と認めない

ケース(3) 最小限の中斷、逸脱



道をそれた時点 *1 から元にもどった
時点 *2 を除いて通勤と認められる



通災に論理性はない

常識論をベースに

Aさんは、結果的には通災となりましたが、その友人のBさんが帰りましたが、

道いつものようにスーパーに寄つて買物をしていました。ところが、これまた運悪く、品物の荷崩れが起つて下敷きになつてケガをしました。

かねてからBさんは「日常的な買物の場合はいける」と聞いており、またAさんの前例もあつたため、会社もこれに同調し申請を行いました。ところが結果は不支給決定となりました。理由は「逸脱・中断中」といふことでした。日常的買物もいけないのでしょうか？

労働省の説明をよく読むと、こうあります。つまり「日常品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」のための通勤の中斷・経路の逸脱については、その中斷・逸脱の

間を除き、合理的経路に復した後は再び通勤とする……と。つまり一般には一度中断なり逸脱があつた場合には、その間はもちろん、たとえ元の経路に戻つても一切通勤と認められないのに対しても、日常の買物等の場合もそれを終えて戻つてくれば、また大丈夫という論理になつていま

す。しかし、Bさんの場合は、買物中であつたので不支給となつたわけです。

以上、少しややこしい話となりましたが、三通りのことを述べましたので図で整理すると右のようになります。

しかし、通勤災害というのもと理論的に論じるのはなじまない点も多く、常識論をベースとして、その範囲を少しずつ拡大していくことが必要でしょう。

例えは、ケース(1)とケース(2)にしてもその差はニュアンスのよう

したが、三通りのことを述べましたので図で整理すると右のようになります。

しかし、通勤災害といふのはもともと理論的に論じるのはなじまない点が多く、常識論をベースとして、その範囲を少しずつ拡大していくことが必要でしょう。

例えは、ケース(1)とケース(2)にしてもその差はニュアンスのよう

労災職業病医療・職域医療・地域医療

医療・一般事務職員募集

医療運動に熱意のある方

◎給与例(22才) 基本給14万5千円 他諸手当有 ④申込み25日迄

大阪市港区弁天二一一一三〇

医療法人南労会

松浦診療所

安全センターまで御連絡下さい

「振動病」大阪シンポに200名

最高裁闘争に向け支援体制を拡大

五月二五日、PLCP会館(北区)において、総評大阪地評の主催による「高松高裁不当判決批判、人権と健康を守る『振動病』大阪シンポジウム」が開催された。またこれと同様のシンポジウムが昨年十二月、東京においても開かれている。

この裁判に関しては、当機関誌にてこれまで何度も何度かふれてきたが、ここでもう一度その内容について簡単に述べておこう。

元高知営林署職員（全林野労組員）十二名のチエンソーアイ使用による振動病被災についての損害賠償請求に対し、高松高裁は昨年九月十九日、高知地裁判決を全面破棄、請求棄却の判決を行なつた。その判決内容たる

や極反動ともいいうべきものであり、その論旨は、機械文明の発達とともに人間生活の便利さを追求しよう

とする限り、その機械使用による職業病の発生に対する責任を使用者に求めるならば、文明の発達（「国民生活の維持向上」）は阻害されるとなる、というものであつた。

つまり一言でいえば、文明の発達には犠牲はつきものであり、たとえそれらを使用する労働者に種々の障害（たとえば振動病）があらわれたとしても、それは大した問題ではないと言つて切るのである。このような判決は、これまで労災職業病斗争や反公害斗争によって勝ちとられてきた企業責任の問題を、無に帰そうと

する意図があることは明らかである。今回のシンポジウムにおいては、このような論旨を展開する反動判決を、単に批判するだけに止まらず、今後の最高裁闘争への体制づくりは言うに及ばず、今回の問題を、労災職業病斗争全体に対する挑戦と受けとめ、全国的に斗いを推し広げていこうというものであつた。

当日は、大阪総評の岡本知明議長のあいさつをはじめ、特別報告として五島正規氏（四国勤労病院々長）、深田和之氏（全林野弁護団）、松田正治氏（全林野大阪地本）より、それぞれの立場から今回の判決内容の反動性について暴露された。また、細川汀氏（京都府立大教授）からも「労働者の生命・健康と高松高裁振動病逆転不當判決」と題した特別講演がなされ、振動病の斗いの歴史等についての報告があつた。

その他、現場報告として全通、労全港湾、全金の各単産からの報告など、約二〇〇名の参加者の中アーピールを探査し終了した。

安全衛生

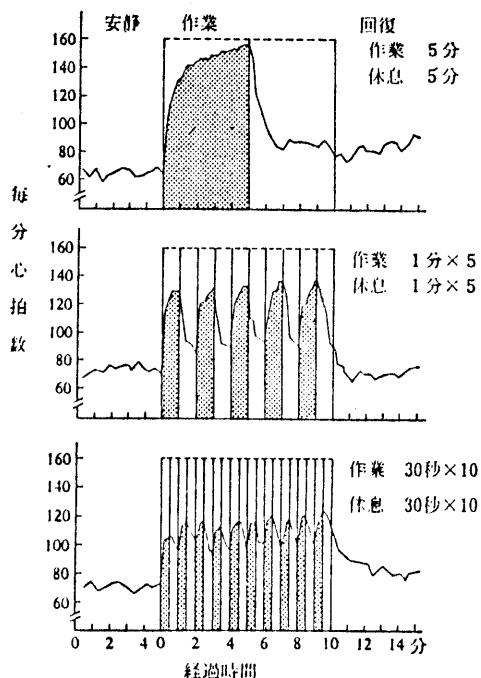
ひ
と
く
ち

(2)

モ

どんな仕事でも休みなしに続けられる限界となるような時間がある。だからある程度仕事を続けると休憩時間をとることになる。ただその休憩時間は、その職場で決められたいわばフォーマルな形でとるものと、作業中のひと休みといったインフォーマルなものとがある。

フォーマルなものとは、たとえば昼休みとか午前中の十五分休憩といふようなものであるが、これは職場によって長い経験の中で、効率的な休み方が自然になされている場合が多い。しかし、インフォーマルなものはといえば、これは作業のゆとりが十分とれていく場合でなければられないというのが実情だ。



作業分割と休息のとり方別にみた自転者エルゴメータ作業(120ワット)時的心拍数変化(森岡)「労働の科学」より

たとえば、キー・パンチ作業やスマーク通りが確保しにくく、区切りもつけにくい作業で、頸肩腕障害が多発したことから、一連続時間の規制が出ってきた。しかし、作業が管理

されている場合だけではなく、働いている労働者本人の方が自発的に働き続ける場合があるということである。「今日中にこの仕事に区切りをつけてしまおう」とか「バーッと早いどこやつてしまつて後でのんびりしよう」という具合に自分で自分の身体にム

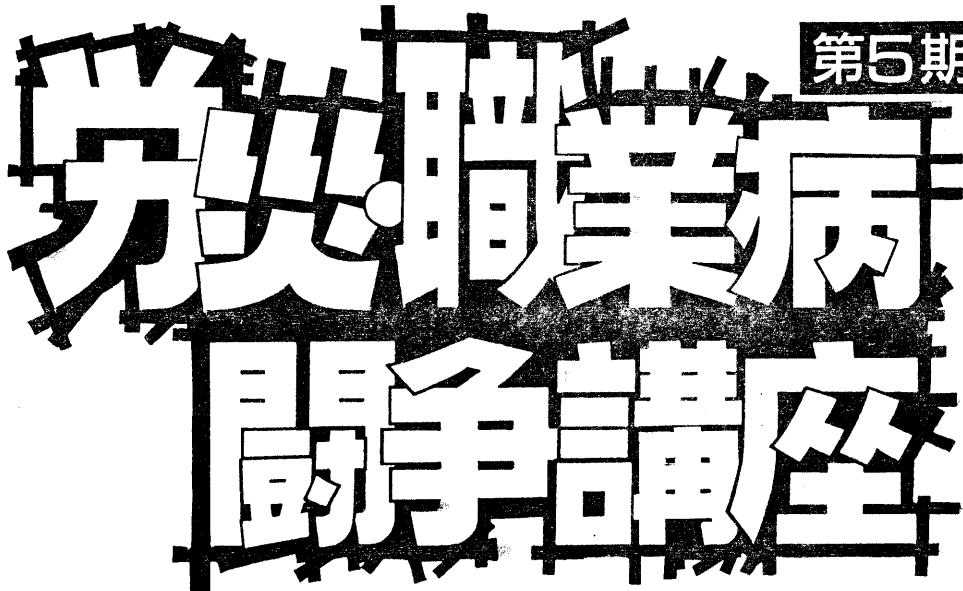
チを打つのである。これが共同作業の場合には、お互に暗黙の了解の下でやることになり、自発的なひと休みがとれなくなってしまう。

ここに興味深い実験結果がある。

これは、動的作業について作業時間を分割し、一定の割合で休息を挿入した場合の心拍数の変動である。この例では、作業を五分続けるか一分続けるか、三十秒にしておくかによって、同じ一〇分間の作業量は同じなのに、心拍数のレベルが大きく異なることがわかる。つまり、他の条件が同じなら作業分割のあるほど、回復時的心拍数の総和が少なく、疲労回復が早められるわけだ。

これは、どんな作業にも共通したものであり、連続作業時間、休息のとり方について、職場で考えなおし検討していくことは、労災職業病予防のための案外重要な取り組みになるのである。

第5期



●開講期間 (前期) 6月19日～7月24日

(後期) 9月25日～10月30日

●開講時間 午後6時～8時

●開講場所 大阪労働金庫本店会議室

(森ノ宮駅(国鉄、地下鉄)下車・市立労働会館南側)

●受講費 12回通し(特別講義を含む) 4,000円 (会員は3,000円)

前期または後期のみ() 2,000円 (会員は1,500円)

1回のみ 400円 (会員は 300円)

●受講方法 受講申込書に記入の上、関西労働者安全センターまで送付して下さるか、または直接会場に持参して下さい。

●その他講座に関する問い合わせは

関西労働者安全センターまで

〒550 大阪市西区新町2-19-20 西長堀ビル402号

☎ (06)538-0148

■前期 <運動編> 期間6月19日～7月24日 (毎週水曜日)

6月19日 開講式 映画—全港湾米穀運送分会の創立—上映と報告

6月26日 労基法 労災保険法改悪問題 尾崎勝治(全港湾建設支部)

7月 3日 労働運動と労災職業病闘争 金銅正夫(全林野大阪地本)

7月10日 職場の健診と環境調査 田村孝弘(松浦診療所健診部)

7月17日 労災補償のしくみと認定闘争 紙谷英信(安全センター事務局長代行)

7月24日 職場の安全衛生を考える 橋本祥文(安全センター事務局長)

■特別講義 <9月>

VDT労働の安全衛生 酒井一博(労働科学研究所)

■後期 <医療編> 期間9月25日～10月30日 (毎週水曜日)

9月25日 腰痛症 新井孝和(京大阪大労働研医師)

10月 2日 脳卒中・心臓病 足達七郎()

10月 9日 頸肩腕障害 松浦良和(松浦診療所マ長)

10月16日 じん肺・中毒症 大成功(京大阪大労働研医師)

10月23日 労働と精神神経障害 川合仁(京大精神科医師)(予定)

10月30日 修了式 記念講演

前線から

東南地域労災職業病

交流会がスタート

各単組の経験を

東大阪

地域へ

六月十四日、平井氏から「未組織対策、

平野区役所に

回東南地域「労
災職業病」交
流会が開かれ

奈良

グラインダーのケイワン

労災申請へ準備開始

た。
交流会には、東南地区評、市職平野、東住吉、市職民

全金北条歯車支部(奈良・

王寺町)のH氏は、グライ

ンダーを使用して歯車のス
オーシマ、全通平野、東住
吉の各組合活動家と安全セン
ターが参加した。冒頭、座長の
平野地協事務局長(市職平野)
ン仕上工である。

地域連帯をすすめる上で重
要であり、まず経験交流か
らはじめていこう」とのあ
いさつ、次に、東南地区評
宮崎氏が「労災問題の基本
的とらえ方」について、提
起をおこなった。

続いて、安全センターよ
り労災補償のしくみについ
て解説したのち、全金協和

精工支部より「柏木氏急性
心不全認定斗争」について、
市職民生局支部保母さんよ
り、ケイワン・腰痛公災認
定の取り組みについて、そ
れぞれ経験報告がおこなわ
れた。

今後、この地味ではある
が意義深い取り組みの進展
が期待されるところである。

症と診断、業務との関係は
明白であり、労災申請に向
けて準備をすすめている。

この職場でのグラインダ
ー作業は、重さ約三・五Kg
のグラインダーを両手で持
つての立ち、あるいは中腰
て、作業量の増大に伴い、姿勢の連続である。H氏は
右腕にしびれ、痛みを覚え
るようになり、五月二十七
日、松浦診療所で受診し、
被災した労働者も出ている
のである。

治医足達医師は、ケイワン
このように職業病発生の

ゼンセイカラ

危険率の高いグラインダー作業であるが、今回のH氏の場合、昨年末に同職場に欠員が出ていたところに、業務量の増大が加わったこと

とが、発症・悪化の要因となつたとみられる。

安全センターとしても全面協力で取り組んでいくことになった。

大阪 南

フィールド合宿

準備始まる

内容の充実化はかり活氣ある取組み

労組訪問、労働体験、学習会などを通して、学生が労働者住民医療に学ぶ「南

の医学部学生で、夏休みの習会などを通して、学生が七月二一～二十四日に行われる。

大阪、尼崎フィールド合宿」この日は、準備のし方、内容についての討論が行われたが、特にフィールド合宿について学生側はどういう態度で臨むのかという問題に参加するのは、京大、神戸大、京都府医大、大阪医大、兵庫医大、岡山大等

会活動、自治会活動を担つ

ている医学部学生の中では、フィールド合宿はその重要なインパクトの役割をはたしているが、その運営については課題も多く、毎年の総括の不徹底さなどがその典型で、今年はその点も重視することになった。

内容としては、労組訪問の他に講演二回、健診活動、労働運動についての学習会二回など、充実したものにしていくこととなつた。

今後は、各大学に呼びかけを行い、参加者を七月上旬には確定する予定になつてゐる。

また関東フィールド実行委から、今年は二八～三〇日の日程で充分な準備のもとに行われることが報告された。

東大阪

ゴミ収集作業員の腰痛 アンケート調査準備始まる

東大阪市労組では、清掃労働者の健康実態に焦点をあて、安全衛生の取り組みを強めている。

五月三一日には、安全センターと関西環境分析センターの両者で、同市中部環境事業所のゴミ集取作業員の作業を見学し、取り組みの内容について協議した。

作業実態については、予想されたとおり腰部の負担が大きく、その面の対策の必要性が高いと判断された。

協議の結果、環境測定（粉じん、排ガス、騒音）や健診について考慮しつつ、

まずアンケート調査で労働者の意識を正確につかむことから始め、その後、腰痛

今までに、清掃事業が腰痛多発等、問題があるにも関わらず、特に対策が立てられてこなかつただけに今度の取り組みの進行が期待されるところである。

Kさんのような下請の大工労働には種々の厳しい労働条件がつきまとう。たとえば、元請からの工期の指定、

これは絶対的な命令であります。もしその期間に工事が終了しなければ次から仕事の契約ができないこと、あるいは賃金は出来高払いである

市営、府営住宅の建設にともなう内装工事を行う大工さん（工務店所属）は、昨年十二月、大正区にある建設現場でクギ打ち作業を行っている時、急に頭痛を覚え、その上、手足の自由

に関する学習会、体操指導などを進めていくことになつていてる。

司の聞き取り調査が終わつた段階であるが、六月中旬にはわれわれの独自調査に基づいた意見書の提出を予定している。

南大阪

大工さんの脳内出血 かどりの無理が必要せぬ大工仕事 調査するすむ

もきかなくなりその場に倒れた。病院にはこばれ「脳内出血」と診断され即入院。の種の仕事には、かなり無理をしなければ飯が食えないといふ要素が多々ある。

これは絶対的な命令であります。もしその期間に工事が終了しなければ次から仕事の契約ができないこと、あるいは賃金は出来高払いである

ことは賃金は出来高払いである

ことなどである。その他この種の仕事には、かなり無理をしなければ飯が食えないといふ要素が多々ある。

現在は通院によるリハビリ訓練を行つてている。

今回のKさんの場合にお

倒れた日以前約一か月半ほど休みがとれなかつたといふ事実も判明しており、こ

れらから考えてKさんの「脳内出血」は明らかに業務上災害である。

しかし、斗いの中で生産を続ける組合員の中には、健康状態の不安も多く、実態把握等、何らかの取り組みが必要と思われる。

吹田 「倒産下のパン工場で」「労働者が自主生産

再建めざし安全衛生面からも支援を

四年半前に経営者の放漫經營のために倒産、という状況にありながら、労組が会社再建を目指して自主生産を続けていた。製パン工場の木村屋チエーンで、この一月末に連続二人の食パン包装機による指の切断事故がおきた。同労組は、事故にあつた労働者の障害補償の請求を、この五月十七日茨木労基署に行つた。

同労組はたび重なる事故の後、工場内の安全点検を

此花労働者センターでは、労働者を対象にした相談活動を企画しており、現在それ

此花

未組織相談者の受け入れ体制 確立めざし内部学習会

此花労働者センター

全面的に行う準備を始めたが、三月になつて、大口債務者の大同生命が競売へと乗り出し、整理屋が出てくるなど緊迫した事態を迎えることになり、この取り組みは、とりあえず延期することになった。

月四日には、東地域合同労工場見学会やバザーなど、地域の労働者の支援を得ながら再建を目指す同労組の斗いを、安全衛生の面から安全センターとして支援していきたいところである。

組の西浜氏を招き、当労組の結成から現在に至るまでの経過、およびその主な取り組み等についての報告を受け、意見交流を行つた。これまで、此花センターでは労災相談を柱に活動してきたが、未組織の組織化問題については未だ充分に体制が組めておらず、相談者も問題が解決すればセンターとの関係も途絶えるといった状況であり、今後、パート問題に焦点をあてるにしろ、主体の側に何らか

にしろ、主体の側に何らかの受け入れ体制を確立して

いかなければ、またぞろ同じ壁にぶつかることも予想される。

此花センター運動の今後のひとつではなかろうか。

大阪

建設工事現場の脳卒中

却下決定に重大な事実誤認

大阪労基局を追及

をおこしたものであるが、

いのちとくらしを守る会

労基署段階では、現場調査

(代表・衆議院議員上田卓

や書きとりも充分に行わな

三)と安全センターは、重

いま、不支給決定された。

大な事実誤認をしたために

これを不服とした中川氏は

審査請求を却下された中川

いのちとくらしを守る会に

氏の労災問題について、審

相談し、審査請求を行った。

そして、安全センターも協

力して事実調査、交渉等を

中川労災は、建設工事現

行つてきいたが、今年四月、

場で作業中、散乱していた

指山審査官は審査請求を却

倒、そのショックで脳卒中

早速、話し合いを申し入

の更なる発展強化をねがうとき、この受け入れ体制の確立はさけて通れない問題

のひとつではなかろうか。

確立はさけて通れない問題

として、中川氏は「仕事中

は記憶がなく、カルテ記載の内容についても信じよう

頭痛がおこり狭い通路にし

やがみこんだ」と事実認定

し「頭痛が先行したために

おきた脳卒中であり、業務

との因果関係はない」と断

定した。しかし、「頭痛が

先行した事実」は何を根拠

にしているのかと追及する

と、中川氏の運びこまれた

病院のカルテに記載されて

あるからと答えるのみであ

る。事実は、中川氏は鉄

管はもとより、これを監督

する大阪局全体の姿勢が問

題であると追及した。これ

かつぎこまれたが、そこで

はまず、腰を打っていると

いうことで腰のレントゲン

題どうけれどめ、大阪局とし

ては主任審査官も重大な問

題であると追及した。これ

に対し、六月十一日の交渉

で中川氏の救済のため努力

しかもこの間、中川氏本人

は記憶がなく、カルテ記載

の内容についても信じよう

にもかかわらず指山審査官

は、鉄パイプに足をすべら

せ転倒したとする中川氏の

主張を全く信用せず、あい

まいな医者のカルテによつ

て事実認定をおこなつたの

である。

ため脳波をとったため、脳卒中が判明したのである。

五月の新聞記事が

- 五・一 サウジアラビア長期出張中、舌ガン死した会社員の家族が「健康管理は企業の責任」と東京地裁に賠償訴訟
- 五・二 阪神高速で保冷車が支柱に激突、運転手が全身打撲で死亡(浪速区)
- 五・三 単身赴任の警察署長が「眠れぬ」と公舎で自殺(和歌山・湯浅町)
- 五・四 タンクローリー横転・炎上、六棟巻添え(東京・目黒)
- 五・五 日本セメント佐伯工場で、ミル修理中の孫請け労働者がガス中毒により三人死亡、一人重傷
- 五・六 衆院社労委で、労働者派遣法、男女雇用機会均等法を自・公・民の賛成で可決
- 五・七 昨年一月の三井有明鉱事故について、鉱業所幹部ら十九人送検
- 五・八 トヨタ本社工場で、プレス機防音扉修理中、労働者にバールが直撃、ケイ動脈切断で死亡(愛知・豊田)
- 五・九 三菱南大夕張鉱でガス爆発、六十二人死亡
- 五・一〇 石川県沖で漁船衝突、四人死亡、一人不明
- 五・一一 看護婦さんの五七%が、夜勤月九回以上行つていることが、六百一病院六万人を対象とした医労協の調査で判明
- 五・一二 大昭和製紙でタンク爆発、全身やけどで二人重体(静岡・富士)
- 五・一二三 名阪国道で大型トラックが二重衝突。四人死傷(奈良・山添村)
- 五・一七 スペインでタンカー爆発、日本人二人死亡二人不明、二人負傷。うち二人は、船員組合のあつせんでこの会社へ派遣されていたもの
- 五・三一 食品卸売商社でビル火事、独身寮にいた従業員一人焼死、十七人脱出(生野区)

一九八五年 夏期カンパへの御協力のお願い

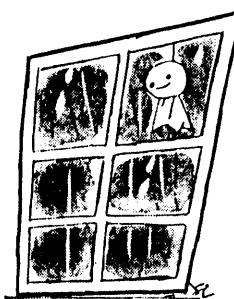
各位におかれましては諸取り組みにてお忙しいことと存じます。また日頃からの当安全センターへの御指導、御協力に対し心よりお礼申し上げます。

さて、これまで折にふれ報告してまいりました紀和病院も開院以来早八カ月が経過し、現在、関西南部において名実共に労災職業病医療、地域医療の拠点となるべく着々とその基盤を固めつつあります。しかし、このようないな成果の一方では、臨調行「革」をはじめ労基法、労災法の改悪等、政府・資本による労働者攻撃は一層激しさを増してきており、あらゆる職場における労働者の実態たるや未曾有の労働強化と精神的緊張による健康破壊は進行の一途をたどっています。このような情勢の中で、わが安全センターの推し進める労災職業病闘争、生

命と健康を守る闘いは、ますます重要な位置に属し、今後更に多くの仲間と団結し闘いの発展、強化、拡大をめざしていかねばならないと確信しております。

しかし、このような闘いへの決意の一方では、それを支えるべき財政面においては未だ不安定さはぬぐい切れず、各位からの臨時カンパに一定程度頼らざるを得ないのが現状であります。

毎年のこととて恐縮には存じますが、運動を一步も後退させず、着実に前進させるために、夏期カンパへの御協力をお願いする次第であります。財政的にはどこも苦しいことは承知の上でありますが、趣旨御理解の上よろしくお願い致します。



昭和50年10月29日

第一種郵便物認可

「関西労災職業病」

6月号（通巻第133号）昭和60年6月10日発行

（毎月一回10日発行）

● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

●郵便振替 大阪6-315742

●大阪労金口座 梅田支店 95721

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。
近畿地区及びまとめて取扱つていただけるときは直接手渡しで
定価でお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送
配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお
送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場
合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれで
も結構です。

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版な
ど、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28